代替休暇に関する労使協定

株式会社　　　　　　　と従業員代表　　　　　　　は、当社における代替休暇に関し、以下のとおり協定する。

第１条（対象者および期間）

代替休暇は、賃金計期間の初日を起算日とする１か月において、６０時間を超える時間外労働を行った者のうち半日以上の代替休暇を取得することが可能な者（以下「代替休暇取得可能労働者」という。）に対して、当該代替休暇取得可能労働者が取得の意向を示した場合に、当該月の末日の翌日から２か月以内に与えられる。

第２条（付与単位）

代替休暇は、半日又は１日単位で与えられる。この場合の半日とは、午前（午前８時より正午）または午後（午後１時より午後５時）の４時間のことをいう。

第３条（代替休暇の計算方法）

代替休暇の時間数は、１か月６０時間を超える時間外労働時間数に換算率を乗じた時間数とする。この場合において、換算率とは、代替休暇を取得しなかった場合に支払う割増賃金率５０％から代替休暇を取得した場合に支払う割増賃金率２５％を差し引いた２５％とする。また、会社は、労働者が代替休暇を取得した場合、取得した時間数を換算率（２５％）で除した時間数については、２５％の割増賃金の支払を要しない。

第４条（代替休暇の意向確認）

会社は、１か月に６０時間を超える時間外労働を行った代替休暇取得可能労働者に対して、当該月の末日の翌日から５日以内に代替休暇取得の意向を確認するものとする。この場合において、５日以内に意向の有無が不明なときは、意向がなかったものとみなす。

第５条（取得の意向があった場合の賃金）

会社は、前条の意向確認の結果、取得の意向があった場合には、支払うべき割増賃金額のうち代替休暇に代替される賃金額を除いた部分を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、当該月の末日の翌日から２か月以内に取得がなされなかった場合には、取得がなされないことが確定した月に係る割増賃金支払日に残りの２５％の割増賃金を支払うこととする。

第６条（取得の意向がなかった場合の賃金）

会社は、第４条の意向確認の結果、取得の意向がなかった場合には、当該月に行われた時間外労働に係る割増賃金の総額を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、当該月の末日の翌日から２か月以内に労働者から取得の意向が表明された場合には、会社の承認により、代替休暇を与えることができる。この場合、取得があった月に係る賃金支払日に過払分の賃金を精算するものとする。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表　　　　　　　　　　　　　　　印